

令和6年

第2回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間
自 令和6年6月12日
至 令和6年6月13日

月 日	曜日	会議、休会、その他
6月12日	水	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、村内視察、 一般質問、議案審議)
6月13日	木	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和6年第2回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	令和6年6月12日	報告
報告第2号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	〃	報告
報告第3号	専決処分の報告について(定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))	〃	報告
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例の一部を改正する条例)	〃	承認
議案第31号	令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第32号	令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第33号	令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第34号	工事請負契約の変更について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)	令和6年6月13日	原案可決
議案第35号	工事請負契約の変更について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)	〃	原案可決
議案第36号	工事請負契約について(伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事)	〃	原案可決
議案第37号	伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例	〃	原案可決
議案第38号	伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第39号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例	〃	原案可決

議案 第40号	指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客1号棟）	令和6年 6月13日	原案可決
議案 第41号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃	原案可決
議案 第42号	和解及び損害賠償額について	〃	原案可決
議案 第43号	工事請負契約について（伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事）	〃	原案可決
議案 第44号	工事請負契約について（伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事）	〃	原案可決

令和6年第2回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和6年6月12日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年6月12日	10時00分	議長 潮平そのみ
	散会	令和6年6月12日	15時34分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

7番	前川秀和	8番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主任	仲田広美
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見美奈子	住民福祉課長	前川栄進
企画政策課長	諸見直也	商工観光課長	末吉長吉

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和6年6月12日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問
令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
専決処分の報告について（定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5））
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例の一部を改正する条例）
令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和6年6月12日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問
7	報告第1号	令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
8	報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
9	報告第3号	専決処分の報告について（定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5））
10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例の一部を改正する条例）
11	議案第31号	令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
12	議案第32号	令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
13	議案第33号	令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年第2回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
上原長良	1. 農道整備について 2. 観光案内板、案内図、案内標識について	村長
伊禮正徳	1. 村道上仲田線道路改良整備事業について	村長
高良真伊	1. 公民館の照明をLEDに 2. 教員住宅の外壁塗装 3. 通称親水公園に花を 4. ノロ殿内の修繕を 5. 村営塾について	村長 教育長

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和6年第2回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8人です。

なお、執行部の説明員である会計管理者は、本日欠席であります。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番前川秀和議員及び8番伊禮正徳議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日6月12日から13日までの2日間にすると思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月12日から13日までの2日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。

令和6年3月1日から5月31日までの諸般の報告を行います。

報告書を配付していますので、要点だけを朗読し、報告とします。

3月9日（土曜日）、第74回伊是名中学校卒業式に参加しました。学び舎を巣立つ11名の卒業生を父兄と共に祝福しました。

3月12日（火曜日）、令和6年第1回定例会が招集され、6日間の日程で一般質問4件・議案28件・報告4件・同意2件・発議1件など計39件の議案審議を行いました。

3月18日（月曜日）、伊是名小学校卒業式に参加しました。卒業生20名の卒業を祝福しました。

4月3日（水曜日）、公事清明祭に議員共々参加しました。

4月9日（木曜日）、午前中に小学校、午後に中学校の入学式があり代理で副議長が出席し、新入生を激励しました。

4月17日（水曜日）、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋早期実現に向けた決起大会が名護市民会館中ホールで開催され全議員で参加しました。

4月20日（土曜日）、北部市町村議会議長会によるテーマパーク「ジャングリ」建設現場の視察に副議長と共に参加しました。

4月24日（水曜日）、北部市町村議会議長会による名桜大学施設整備状況の視察及び防災ヘリについての協議があり参加しました。

5月13日（月曜日）、全国町村議会常任委員会正・副委員長実務研修会へ全議員で参加し、委員会運営、連合審査会などについて研修しました。

5月14日（火曜日）、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会総会が伊平屋村で開催され全議員で出席しました。

5月16日（木曜日）、伊是名村商工会第36回通常総会が村産業支援センターで開催され、議会を代表して祝辞を述べました。

5月21日（火曜日）、全国町村議会正・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長と二人で参加しました。全国から2,000名の正副議長が参加し、議員のなり手不足やハラスメント等について研修しました。

村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和6年2月分から4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

皆さん、おはようございます。令和6年第2回定例会を招集いたしましたと

ころ、全議員ご出席賜り感謝申し上げます。

それでは、令和6年3月1日から令和6年5月31日までの行政報告をいたします。要点だけ申し上げます。

まず、1ページの方、3月1日、北部振興会総会がありまして、出張いたしました。

9日、伊是名中学校第76回卒業式がありまして、村長の祝辞を述べました。

12日、令和6年第1回定例議会を招集いたし、15日までの会期で条例、そして新年度予算、補正予算と審議していただきました。

14日、県立高校入試合格発表がありまして、伊是名中学校3年生、県立高校受験者11名全員合格という朗報を伺いました。

17日、伊平屋村のクルーズ船寄港視察に行っていました。

そして18日、令和5年度伊是名小学校卒業式がありまして、祝辞を述べました。

23日、伊是名中学校20期生同期会及び生年祝いが支援センターでありまして、村長の挨拶を申し上げます。そして、その場で小学校、中学校及びチヂン園へ各10万円の寄附金の贈呈がありました。感謝申し上げます。

28日に公立北部医療センターの整備協議会がありまして、出席いたしました。

続きまして、3ページになります。4月になりまして、1日、令和6年度がスタートいたしましたので、辞令交付、そして職員への訓示等を行っております。

2日の日には、末吉康敏さん、寄附金贈呈で来庁されまして、村育英会、村社協、チヂン園、勢理客区に各10万円の寄附を頂戴しております。

3日、台湾付近を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生いたしました。沖縄本島全域に津波警報が発令されました。

それを受けまして、災害対策本部を設置しまして、災害対策本部会議を開きました。

その間、そうしているうちに10時40分に警報から注意報に変わりました。注意報も12時には解除になりました。それを受けまして、公事清明10時か

ら予定しておりましたけれども、津波の警報でちょっと時間調整しておりましたけれども、1時から繰り下げて開催すると決定いたしまして、1時から玉御殿の方で公事の清明を開催いたしました。

4日の日、仲田輝亨氏と西昇氏が来庁されまして、村出身元県職員OBで結成している会なんですけれども、その活動終止に伴う残金があったということで、村の伊是名島スポーツ・文化芸能活動支援金として25万円の寄附を頂戴いたしました。

9日、令和6年度小学校入学式が午前にありました。そして午後には中学校の入学式がありまして、出席して祝辞を述べております。

10日の日、沖縄国税事務所長が来庁されておりました。同じく有限会社尚伸電工社長他来庁されておりました。村内の電気メンテナンス受託事業を今後アークアルファ株式会社へ移行するというので、その報告と、そしてこれまで22年間、村の電気メンテナンス事業に従事したということで、そのお礼で100万円の寄附金がありましたので報告いたします。

11日、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会理事会が伊平屋村でありました。同じく伊是名村渇水対策の取組についての協議を公室において1時半から実施いたしました。

12日、沖縄総合事務局星部長と株式会社リゾートプラス澤田裕一氏が具志川島視察のため来村されておりました。

それから6ページの方へいきます。17日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会がありまして参加しました。

20日、伊是名村環境プロジェクト事業がございまして参加いたしました。同日、海浜漂着物の回収で約250名が参加されておりました。

7ページにいきまして、4月30日、沖縄振興拡大会議がありまして出席いたしました。

それから5月に入りまして、1日、いぜな尚円王まつり実行委員会、いぜな88トライアスロン大会実行委員会総会がありました。

2日の日に伊是名中学校20期生の73歳生年祝いの剰余金が10万円あったということで、先程は小学校、中学校、チヂン園と申し上げましたが、

ここで育英基金幼稚園となっておりますが、ここは育英会の方でありますので訂正をお願いします。育英会及び保育所へそれぞれ5万円の寄附金贈呈があったということで教育長から報告を受けております。

8日、沖縄総合事務局河南次長が来庁されておりました。

続きまして、9ページに行きまして、14日、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会総会が伊平屋村で開催されました。理事・委員等47名が出席されております。

16日、伊是名村商工会の通常総会がありまして祝辞を述べました。

20日には、東江ガス社長、東江成美さんが来庁されておりまして、村育英会に50万円、そしてチヂン園へ寄附金贈呈がありましたので、ご報告いたします。

そして10ページですけれども、27日にソネバの田中氏が来庁されておりました。社長も来庁する予定でありましたけど、急遽都合がつかなくて田中氏一人になったと報告を受けております。

同じく沖縄県離島航路確保維持改善協議会伊是名航路分科会が2時からありまして、委嘱状の交付と離島航路確保維持改善計画についての協議を行いました。

30日、沖縄総合事務局開発建設部との行政懇談会が北部会館でありまして、伊是名・伊平屋架橋の早期建設の要望をいたしました。以上が行政報告となります。

なお、本定例会には、議案13件、報告3件、承認1件の上程と、追加議案として1件予定しておりますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。以上、行政報告といたします。

議長（潮平そのみ）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

村長の行政報告の中で、2ページの3月17日、伊平屋村のクルーズ船の寄港視察ということがありましたが、これは非常に興味がありまして、私たち議会も行政視察、もし公務で旅費経費が予定立てておれば行きよったんですけど、

視察経費ができなかったということで視察に行かなかったんですけど、執行部は行かれたということでありますので、伊平屋村のクルーズ船の寄港、これは伊平屋村の受け入れがどういう感じでやった。例えば、お話を聞きますと、青年会のエイサーとか、各婦人会のいろんな受け入れ、お料理を作ったということがあったんですけど、どういう感じで伊平屋村は受け入れやったのか。もし、村長この件についておわかりでしたら、内容に非常に興味がありますので、お聞かせできますでしょうか。よろしくお願いします。

それからもう1点なんですが、これは10ページの22日、日本流通システム沖縄支店下地、カーリーエンタープライズ、離島活性化事業で整備した「伊是名村植物工場」の引き継ぎについて、これはいちご園のあの件でしょうか。これが引き継ぎされたということは、どこに引き継ぎしたのか。村の施設で、次のまた引き継ぎ相手が決まってやったのか、この辺もしおわかりでしたら、今日わからなければ、後日資料でもいいですけど、よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

17日の伊平屋村クルーズ船寄港視察ということについてですけれども、主管課の方からそういうのがありますから、一緒に行きましょうということで、私も同行して大変興味ありました。

行って見て、私は最初、本船といいますか、クルーズ船から下船する状況が見られました。そこにも書いてありますとおり、最初はクルーズ船があそこの港に停泊するのかなど、そういう想定もされましたが、そうではなくて、タグボートで数隻、たぶん船で準備されていたと思います。それでこのタグボート自体には人が5～6名ぐらい乗れるんでしょうか、それで前泊港とピストン運航して上陸させていたという状況でありました。

伊平屋村の活性化施設ですか、拠点施設は港の近くにある支援センター、そこの方で特産品の販売、そして昼食はそこで準備されておまして、地元の芸能、エイサーとか、古典音楽、民謡、そういうのを披露して参加者をもてなししていたということでありました。

そういうことであつたら、我が伊是名村でもできるなというふうな思いもありまして、すぐそこにも書いてありますけれども、代表で、この方は日本・韓国支社長らしいんですが、伊地知さんとおっしゃいます。その方とも会いまして、ぜひ次、こういう離島巡りのクルーズ、そういうのが計画されているのであれば、ぜひ伊是名も検討されて下さいということをお願いをした次第であります。

なお、詳しい補足について、商工観光課長からあれば、あとでまたお願いします。

10ページの日本流通システム沖縄支店の下地さんが来庁されたということで、伊是名村植物工場が閉鎖している状況でありまして、この日本流通システムさんも後任をずっと探していたという状況の中で、そこにも書いてありますけれども、株式会社カーリエンタープライズ、まだ契約は交わされていないんですが、そこと引き継ぎするというので話はついているということで、その挨拶で見えておりました。

このエンタープライズというのは、ここでも書いてありますけれども、国際通り周辺で飲食店10店舗を経営しているということで、農業関係では初めてではあるけれども、いろいろ試行錯誤しながら、ぜひ島の施設を活用して頑張っていきたいと、そういうふうな思いもありました。

これについても担当の神田課長からあとでもし補足説明がありましたら、この場をお願いします。以上です。

議長（潮平のみ）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

議長（潮平のみ）

再開します。

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

皆さん、おはようございます。伊平屋村のクルーズ船寄港について、村長の

補足ではないんですけれども、僕らの情報を皆さんにお伝えしたいなと思っています。

今回、クルーズ船の寄港なんですけど、それに対する伊平屋村側の受け入れとしては観光協会が全面的に受け入れをしているとお聞きしております。

そこで村長のお話の中にもあったんですけど、特産品の販売、歓迎セレモニー、そして昼食代、歓迎セレモニー出演者の出演料などの料金もすべてこのクルーズ料金に含まれているとお聞きしました。ただ、特産品の販売については、各個人、旅行社が払うということになっているということをお聞きしております。このことに関して観光協会の職員も局長も一緒に来ていますので、しっかり伊平屋村の観光協会と支出と言いますか、経費、収入あたりもしっかりとヒアリング等をして、僕らにも情報提供をお願いしたいということを観光協会へ伝えております。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

10ページの日本流通システムさんから伊是名村植物工場を引き継ぎされるということで、株式会社カーリエンタープライズさん、現在国際通り等で飲食を営んでいるということで、今回、農業については初めてということですが、引き続きいちごの生産も含め、農業をやってみたいということで、これも専門の業者さんからの協力も得ながら、また流通システムさんもバックアップしながら生産をしていきたいというお話でした。

契約に関しては、流通システムさんの資金を導入して、財産もありますので、その辺でこの会社と契約等で現在調整中ということで、契約はこれからであります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。これから全議員による村内視察を行います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、これから全議員による村内視察を行うことに決定しました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午後 1時30分

議長 (潮平そのみ)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

これより一般質問を行います。3名の議員が一般質問通告を行っております。随時、発言を許します。6番、上原長良議員。

6番 (上原長良議員)

一般質問を行います。質問事項1. 農道整備について。

質問の要旨、農道糸数原6号線に於いては道路上部に沈砂池(溜池)があるため大雨時等には沈砂池の排水口からの排水が間に合わず沈砂池から溢れ出た水がキビ圃場に流れ込み作物に被害をもたらしている。また、農道6号、7号線においては、道路の状態が非常に劣悪で農業用車両や一般車両の通行に支障をきたしている状況である。以上の観点から伺います。

①沈砂池からの越水対策として沈砂池法面下に排水溝の整備は可能か。

②農道糸数原6号、7号線の路盤工事等の整備が可能か。以上2点伺います。

質問事項2. 観光案内板、案内図、案内標識について。

質問の要旨、村内に設置されている殆どの観光案内板や案内図、案内標識が経年劣化による損耗で見えにくい状況にある。特に各字公民館前に設置されて

いる観光案内図においては、ほぼ字が消え案内図としての機能をはたしてなく景観を悪くしている状況です。以上の観点から伺います。

①各字公民館前に設置されている観光案内図、村内に設置されている観光案内板、案内標識の整備、改修は可能か伺います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

答弁の前に、ご指摘の沈砂池から溢れ出た水がさとうきび圃場に流れ込み作物に被害をもたらしていることに被害農家に対して深くお詫び申し上げます。

それでは、ご質問にお答えいたします。系数原地区の整備は、平成3年度から平成8年度に団体営農地開発事業により区画整理や農地造成が行われております。

沈砂池においては、大野山貯水池からのオーバーフロー水も入り込むため、梅雨時期や大雨時には、既存の放流水路では排水が追い付かず、越水している状況を確認しております。

そこで1点目の沈砂池からの越水対策として、沈砂池法面下に排水溝の整備は可能かについては、令和2年度の梅雨時期において、今回、同様に越水が圃場に流れ込む状況があり、土地改良区において素掘りを行い対策したと聞いております。

しかし、現状においては、雑草や土砂の堆積により排水不良があることを確認しており、緊急の対策として雑草の除去や再度素掘りを行い対応したいと考えております。

なお、排水路の整備については、沈砂池の越水対策も含め、補助事業等を活用した再整備ができないか検討してまいりたいと考えております。

2点目の農道系数原6号、7号線の路盤工事等の整備は可能かについては、議員おっしゃるように水捌けが悪く、ぬかるみや轍により通行に支障を来していることを確認しております。

当面の対策として、浚渫ビーチコーラルを活用し、路盤補修を行いたいと考えております。

次に、観光案内板、案内図、案内標識について、お答えいたします。

村では、史跡、景勝地等へのアプローチの利便性向上を図るため、道路や各観光施設に案内板や誘導標識を設置しております。

しかしながら、議員ご質問にありますように各種観光標識は、経年劣化による表示の薄れ、並びに風雨や塩害等による損耗も見られ、観光情報発信元としての機能が損なわれ、結果として観光客等の満足度の低下に繋がっている可能性があります。

このようなことから観光標識等の整備については、計画的かつ速やかに取り組み、併せて時代のニーズをしっかりと捉えた観光案内情報の発信についても関係者を交えて検討していきたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

糸数原線の越水の件なんですけれども、この沈砂池から水が溢れる原因として、沈砂池上部に地下ダムの大野山貯水池があるということで、この貯水池、普段も水が満杯で、少し雨が降ると、そこからオーバーフローして、下の沈砂池に落ちていくという構造になっていますので、これは一過性、偶発的な水害ではないと考えられています。

そういうことで、先程、村長、下の法面下の排水、素掘りと言っていましたけど、素掘りした場合に、この下の方にまた大きい柵があって、それでこのコンクリー柵に水が下に落ちていかなくて、結局、農道に水が流れ込んで畑に落ちていくという構造になっているものですから、素掘りしてもこの水が流れて、下の方の大きい排水までいかないと、結局、水はまたアスファルトを伝って下に流れていくというふうなことになっていますので、できたらコンクリートのU字溝というんですか、排水の方が理想的ではないかなというふうに思っています。

ちなみにそういった大雨が降ったときに、村内でそういった水害をもたらすような場所というか、箇所は他にもあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。長良議員のご質問の他にも水害の起こりそうなところはないかというご質問ですが、申し訳ありません。僕の方ではまだその辺把握してなくて、今回一緒に午前中回りました、以前の写真では上の方から越波して法面、道路上を流れて、水が圃場に入っていたというふうに土地改良の方から聞いて、素掘りの方でもう一度素掘りをやり替えて対応しようかと思っていたんですが、今日、視察の段階でやはり落ちてくる量、柵に落ちてくるところから越波しているという状況、それが圃場に入ってきている状況を今回、再確認していますので、その辺、この越水が起こらないようにする手前の方で何か対策ができないか、これは早急にやっていきたいと思います。

基本的な改良については、今後、事業等を活用して、これは修繕していけたらと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

いま課長の方から他にそういった災害が起きそうなところは確認できないということだったんですけれども、私の方で去年ですか、大雨降ったときに回ったところで2カ所、今回の糸数原線より酷い、あの水が、これもまた上の方に沈砂池があって、そこから落ちてくる水が3メートルぐらい上がっている箇所が2カ所ありました。これは場所はあとで話しますが、チマイ原線の方にありました。

そういうことで、できましたらそういった二次災害、この現場確認調査というのは、雨降っているときは危ないですのでできないかもしれないけど、雨降った後に回ってみると結構ありましたので、確認の方、二次災害を防ぐためにも早急に整備、改善を進めていただきたいと思います。

そして、次に農道糸数原6号、7号線については、農道周辺にお墓がたくさんあるということで、十六日、シーミー、また、お墓での会葬、葬式等があった場合に、この道をよく利用されていまして、今日も視察で回ったときに見ま

したけど、水が溜まって非常に劣悪で、車が雨降りの場合は滑って側溝に落ちたりするという危険性もあります。

そこでお伺いします。この路盤工事をやるにあたり、アスファルト舗装での整備は可能か、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。糸数地区の農道については、未舗装道路が多くて、営農活動等にも支障を来しているのかなと考えております。

昨年度、千原地区で農業基盤整備促進事業で舗装とか、そういった事業を導入しています。そしてまた農地耕作条件改善事業等、そういったものを活用して、現在、上村西地区の整備を導入しています。

そういったことで、こういった事業を活用して、農道の舗装、また排水溝の整備等々可能だと考えますので、今後、その辺の補助事業導入も考えて検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

先程のアスファルト舗装、私が要望したところなんですけれども、その上の方に約70メートルぐらいアスファルトされている道があるんですけども、そこはかなり急勾配のついている坂道で、この下のところをアスファルトしないと、この上から流れてきた水が砂利で路盤整備やった場合に砂利を掘り起こすことにたぶんなると思いますので、そういったところからもできたらアスファルトでの舗装を要望したいと思います。

続きまして、観光案内板、案内図、案内標識の整備についてですけれども、伊是名村の観光ガイドマップ、グルメマップ、民宿マップなど、非常に素晴らしいガイドマップができています。私も最近、港の方を通過して、携帯でQRコードを読み込みすればかなり素晴らしい情報が入っている。このガイドマップは、本当、他の市町村にも劣らないマップだと思っています。

ということで、マップがソフトであれば、観光案内板、案内図、案内標識は観光客を観光スポットまで案内誘導する役目でもあります。

そういうことで、新しい観光スポットの掘り起こしにも繋がるツールだと思っております。

今後、テーマパークのジャングリアの開業等に北部地域はもちろん私たち伊是名村の観光事業も急激に増加していくと思われまます。これを機に伊是名村の観光産業のイメージアップのためにも、観光案内標識等のデザインを一新してはどうかお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答ひします。長良議員からありましたように、ジャングリアのいよいよ開設もありまして、北部地域がいま急激に観光についてはいろいろ発展していく時期であります。

令和7年度に向けて、北部地域全市町村を網羅した観光DMO設立もいま目指しているところであります。

そういうこともありまして、先程からおっしゃっている観光案内板については、しっかりと取り組んで、誰もがその目的地にたどり着けるといふ、村も観光立村を宣言しておりますので、そこら辺は確実にやっていきたいなと思ひしています。

先程QRコードの話がありましたけど、ネットあたりで見ますと、だいたひこれが普及してきて、本土あたり、沖縄県でもあると思うんですが、この案内板にQRコードをつけて、そこからいまグーグルマップのナビ機能というんですか、そこを使って観光地へ確実に誘導していく方法もあります。

それとまたさっきおっしゃったマップ、それを併用しながら使っていけば、観光にやさしい伊是名村が構築できるのかと思ひしていますので、よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6 番（上原長良議員）

観光マップと観光案内板とマッチングして、素晴らしい観光振興に繋がればなというふうに思っております。

コロナ禍の3～4年の間に私たちの島は、非常にすごい閉塞感を感じています。ということで、まずはそういった観光産業振興、島を元気にしていけたらなと思っております。

最後にもう1件、仲田港ターミナルのターミナル食堂の上に掲げられている看板と言いますか、ハブのいない伊是名へ歓迎というキャッチフレーズ、このキャッチフレーズをもっといいキャッチフレーズにできないかと、変えてほしいという村民からの要望が最近ありました。

今回、通告をしていませんので、答弁は求められませんが、もし可能であれば答弁の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ターミナルのハブのいない島へようこそだったと思ひます。長年その文句、フェリーからもすぐ見えて、いいねというお客様もいらっしやいますし、この島はハブがないんだという方もいらっしやいます。なんかそのことを掲げること、ちょっとまた違和感を感じるお客さんもあるということは確か、私も長年その言葉を使つてきてはおりますけど、次またその看板の建て替え時期等、私は「ようこそ尚円王の里へ」とか、そういうことでもいいのかなと、最近というか、前から考へてはいたんですが、その取り替え時期というか、変えるかどうかはまた今後検討させていただきたいと思ひます。以上です。

議長（潮平そのみ）

6 番、上原長良議員。

6 番（上原長良議員）

村長、答弁有難うございました。もし、キャッチフレーズを変えるという機会がありましたら、ぜひ村民から一般公募という形でそのキャッチフレーズを募つた方がいいのではないかとこのように思ひます。以上をもって、私の

一般質問を終わります。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、上原長良議員の質問は終わりました。

次に、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは、令和6年第2回定例会の一般質問を行います。

質問事項1.村道上仲田線道路改良整備事業について。

質問の要旨、①村道上仲田線改良工事は着手から5年経過し、着々と整備が遂行されているが、全線の完工予定を伺います。

②起点側の舗装工事完了区間に雨天時には水溜まりが目立つ箇所があり、村民から改善の声があります。その原因と今後の対処を伺います。

③完了区間起点側は県道178号線と取り付けとなり、交通見通し改善のため、旧道幅員分法線を東側に変更して整備されている現状が確認できます。しかし西側には旧歩道と旧道が地肌のまま残地となり、新道路の景観を損なっている。有効利用計画は考えているか見解を伺います。よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

では、伊禮正徳議員の質問にお答えいたします。1点目の全線の完工予定についてですが、本路線は平成31年度から工事着手され、道路台帳上は651メートルですけれども、410メートルの整備で事業採択されております。

工事については、本年度で完了する予定となっております。

2点目についてですが、ご指摘のとおり、雨天時に水溜まりが目立つ箇所があり、安全で快適な道路環境に至っていない現状にあります。

原因としては、施工中の転圧不足や沈下部分に流水があり、その水と一緒に道路下の砂が道路外に漏れて沈下する場合等が考えられますので、そのことを踏まえ、本年度工事でアスファルトを剥がして調査をして、またその後の対応、対処をしてまいりたいと考えております。

3点目の県道178号線との取り付け部分の残地部分の有効利用計画につ

いては、ご指摘のとおり、当該部分は道路景観を損ねておりますので、本年度の工事発注に合わせて環境に配慮した整備をしたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは①の件ですけれども、この件は本日現場の方でも確認はしましたが、これまで元年から着手している間、本年度は完了ということを知り、そして私ここで聞きたいのは、いま村長がおっしゃる651メートルの道路台帳、総延長、それが今回411メートルになって、今回浄水場に通じるところで完了となる。それにつきましては私の情報不足だったと思うんですけれども、私だけではなかったと思います。議員の中でもそのような形で、終点まではこの工事はあるのかなと私は思っていました。そこでいま411メートルぐらいは残るといふことは、この路線は最初の採択時点から411メートルというものは残して採択に臨んだのか、そして終点までは臨んだんですけれども、途中で変更になったのか、そのあたりを確認します。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

正徳議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。今回、道路台帳上の651メートルのうち、410メートルの道路改良ということになっておりますが、当初の計画段階では、全線の改良ということで臨んだと聞いております。

ただ、県の担当課の方から現場の踏査を行った段階で、残る路面についてまだ改良する段階ではないというふうなことで残ったというふうに伺っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

わかりました。そういうことを初めていま聞いています。本来、路線の採択な

どは終点までが殆どです。いまやっている改良400メートルというのも、その残った部分も同じ改良だと思います。そして今回、終点まで臨んだんですけども、400メートルもこのように調査したら、何かしら路面はまだ大丈夫、そして費用対効果がないとか、いろんなことがあったと聞きました。そのあたりは私は伊是名辺地総合計画で、過疎地域持続的発展計画には1級路線、2級路線が集落間を結ぶなくてはならない重要な生活道であるが、簡易舗装が多く、路面や排水など劣化が著しい状況であり、その他市町村道も勿論ですが、計画的に実施して、地域振興や地域福祉向上に努めると計画があります。私は、この場所は自分なりに現場調査してみて、そこがこれに該当しないという道路ではなくて、採択になるのが少し皆さんのヒアリング等ではちょっとプッシュ不足だったかなと考えられます。そこでもしそうでしたら、この路線、来年は道路台帳の整備という形も聞いていますが、残った部分に関してはしばらくは大丈夫と言うんですけども、私は諸々の事業の計画が財政上厳しいことも勘案しつつ計画がされていることは十分承知しています。この区間極力、引き続き補助対象として再チャレンジをして成立の方向に取り組んでいただきたいと強く申し上げたいんですが、チャレンジの見通し見解を再度伺います。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。以前も千原線の方での質問にもありましたが、計画の段階で補助での改良工事の計画、さらに起債事業で、この路面の張り替えといたしますか、舗装の打ち替え、それができるメニューはあるということで確認しておりますので、その計画を今後作って、その事業採択に向けて事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは1番のことにはぜひ期待していますので、よろしくお願ひしたいと思っております。議長、休憩願ひます。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

議長（潮平そのみ）

再開します。

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

2番の村長の答弁は、本年度の工事でアスファルトを剥がするというのをいま聞いていますが、本年度工事に含めてアスファルトをやり直すということですか、もう一度お願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時02分

議長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。村長の答弁の方で本年度工事でアスファルトを剥がして調査するというので、前段の方でこれが地下部分の流水があるのかどうか、それを確認しまして、実際にはアスファルト舗装をやり直す形にはなるかと思えます。今年度の工事で対応してまいりたいというふうに考えております。

失礼しました。全線ではなくて、水溜まりのある箇所部分をカッターを入れて、それを剥がして調査をかけて、さらにその部分は補修ということでアスファルトをかけていくということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

皆さん、今年やるということでしたら、それ以上のことは申し上げることはないのかなと思うんですけども、よく皆さん考えて下さい。この現場、既に完了から2年経過していると思います。その間、いろんな情報が届いています。私は先程村民から言われ耳が痛いことでもあります。その間、この水溜まりというのは現場を見たら段差がついている。いろんな情報、いまも確認するとおっしゃっています。この現場、5年度の現場とすり合わせされている状況です。段差がついている状況で水溜まりがあります。3年度に行ったものが水溜まりが出てきていると思うんですけども、これは村のいまの予算で直すということで聞こえますけれども、皆さん、そのあたりはこの場所2か年間、ほったらかしにしている状況ですけども、3年になります。当時、検査もあって、公共工事というのは検査が全部完了して後に、これが発覚したのか、その時点からわかっていたのか、現場監督として担当課はどのような状況にあったんでしょうか、確認させて下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。現場の施工が完了した後に、その状況が確認されたということでございます。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

きっと村民にも私はこの質問で出していることになるはずですから、ここは本年度、村の方で施工をやり直して、勾配をやり直して、この水溜まりを整備するということによろしいですか、確認です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。本年度で上仲田地区の工事は完了するということもありますので、本年度の工事の発注段階で再度工事をし直すということになります。

それについては、村長答弁にもありますように厳正に対処してまいりたいというふうに思っております。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員

8番（伊禮正徳議員）

村民としては、発注側、そして受注側として、どのような状況があるのか、この道路公共工事等々には村や国、県の補助、税金で行われている事業です。1日も早く解消して、素晴らしい整備等を願いたいと考えております。

それでは3番目、ここも本年度に整備するということをいま聞いていますが、どのような整備を行う予定なのか、そのあたりの計画性ということを私はここで質問しています。どのような利用計画なのかをまず伺います。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。起点側の状況を正徳議員の方が皆様に写真でご説明されておりますが、いま写真の下の左側の方、こちら段差もついております。アスファルト舗装を剥がして、その段差を解消して、できるならば、花壇あたりをこちらの方で利用できるようにしていければいいのかなというふうにいま考えているところでありますが、本年度発注の受注業者に協力を仰いで、その部分のアスファルトの撤去などをやっていきたいというふうに考えております。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

皆さん、ここは当初から残地は残るということは重々最初から知っていたはずですが、そして計画性も何もなかったということにいま多分なっていると思います。今日、初めて本年度で業者に協力願しながらになります。当初からわかっているんですから、補助対象内にできる方法も何らかの形で私はできることもあったと思うんです。例えば、歩道だけがいま設置されていますけれども、歩

道の間に植樹帯を設けるとか、そういう形の方法もすれば残地が小さくなって、単費で使うようなことも少なくなるはずなんです。今回、補助対象ではないと思いますので、これをするには全部単費になるかもしれません。これがいま補助対象に入るのかどうか、まずはこれを聞いてみたいと思います。どうでしょうか。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。ただいまのこちらの残地の件につきましては、当初の計画では入っていないということで担当の方と確認しております。

補助対象かどうかということですが、当初の補助の計画には入っておりませんので、補助対象ではないということになります。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 1 0 分

再開 午後 2 時 1 0 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

失礼しました。今回、こちらの箇所については、道路の事業でできるということですので、こちらは今回の計画に補助の対象として扱っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

一般質問に出たら皆さん検討委員会もやるはずですよ。まちまちな答弁はいかがでしょうかね、私はここは多分単費になるはずですよ。できるものでしたら補助にしてほしいという願があるのは当たり前ですよ、ここいま最初は単費、

いま再度村長から補助に該当させるということになっています。これに越したことはないと思います。ここは見通しが悪い場所でありますから、望むのは小さな花園が一番適しているなど私は考えております。その花園あたり、補助対象内でできる範囲内で精一杯頑張って作ってもらって、ここは島の玄関口でもあります。美観が損なわれないように1日も早くやっていただきたいと、いま現在カラーコーンバーが設置されて進入防止柵をやっております。そのあたりの安全策、というのは通ってみたらどっちも歩道と横断歩道がないものですから、あのカラーコーンバーが設置されております場所、歩道の通行人が歩く場所で県道に入っている状況です。そして車がいつなんどき入ってくるのかわからない。花園をいま要請するには、ぜひ一緒に危険性のないような設計を取っていただきたいと思います。そしてここに強くもう一つお願いしたのは、ここを全部花園にする場合は表土を入れ替えるという形をぜひ取っていただきたい。あの残土で何も生えないです。ぜひ表土の入れ替えまでみて、あの用地を全部使うんでしたら、花壇としてきれいな花壇ができるはずですよ。そのあたりは村民、各地域区民で立派な花園なども作られると思いますので、やっていくつもりで私は考えています。そういうことでありますので、ぜひきれいな景観は損なわれないように整備をしていただきたいことを願ひまして、以上の3点を終わりたいと思います。

議長（潮平そのみ）

副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

ただいまの担当課からの回答にちょっと誤りがありましたので、どうもすみませんでした。

一般質問の検討会の中においては、当初の設計の中で歩車道境界ブロックを入れてアスファルトを剥ぎ取って30センチぐらいの表土を入れるということで話をしております。

皆さんご存知のとおり、南風原線、去年、残地をすべて舗装しています。残っている2カ所も今年の事業の中で舗装するということになっております。ですので、残地もすべて残らないということになりますので、勘違いなされぬよう、

よろしくお願ひいたします。

議長（潮平そのみ）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時20分

議長（潮平そのみ）

再開します。

一般質問、1番高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

それでは、一般質問通告書を読み上げて質問いたします。

質問事項1. 公民館の照明をLEDに。

質問の要旨、各字公民館の電球が製造終了により、切れたままの状態にあります。LED照明器具に交換が必要と考えるが村長の見解を伺います。

2. 教員住宅の外壁塗装。

教員住宅の外壁塗装が必要だと感じるが村長の見解を伺います。

3. 通称親水公園に花を。

梅雨の季節の楽しみにあじさいの花があります。本部町にありますあじさい園はたくさんの観光客が来ていました。本村も中学校南側、通称親水公園の斜面にあじさい等、池に睡蓮などを植えて、村民、観光客の楽しみに変えてはどうか。村長の見解を伺います。

4. ノロ殿内の修繕を。

伊是名集落にあります、ノロ殿内はコンクリートの剥離、扉や床の劣化、水道設備の設置が必要と考えます。村長の見解を伺います。

5. 村営塾について。

近年の村営塾の開始月は6月だと思います。私は4月から開始することで、児童・生徒の学力サポート、中学3年生の受験サポートに繋がると考えます。つきましては下記についてお伺いします。

①村営塾の4月開始は出来ないか。前年度村営塾終了後のアンケート調査に

ついて伺います。

①アンケートは保護者にも行ったのか。②小学生、中学生に分けてのアンケートと結果なのか答弁のほど、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、はじめに私の方から高良真伊議員のまず1点目の公民館の照明をLEDについてと、3点目の通称親水公園に花をと、4点目のノロ殿内の改修についてを私の方からまず答弁し、あと2点目と5点目については、教育長の方から答弁となりますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目の公民館の照明をLEDについてですが、ご質問のとおり、照明の電球等については、現在、水銀灯ランプや蛍光ランプが使用されており、各字区長からも照明のLED化に向け相談がありました。

このことについては、環境問題解決策の一つとして捉えており、温暖化対策の担い手として地方自治体への関心が高まっている中、村においては省エネ等を推進するため、持続可能な取り組みとして公共施設等を順次、LED照明に切り替えていく必要があると考えております。

その中でも各字公民館につきましては、区の電気料等の削減対策と負担軽減の観点からも優先的に整備していきたいと考えておりますが、各施設全体の照明器具の交換になりますと、多額の費用が予想されることから該当する補助事業がないかどうか、この辺は模索しているところであります。

なお、令和5年にスイス・ジュネーブにおいて開催されました水銀に関する水俣条約第5回締約会議におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプを、その種類に応じて2025年末から2027年末までに製造及び輸入を段階的に廃止することが決定されております。

廃止対象となる蛍光ランプ等は、期限以降の製造及び輸出入が禁止されますが、廃止期限後においても在庫品の流通、販売や既存製品の継続使用は可能となっておりますので、当面の間、ランプを取り換えて対応しながら計画的にLED化を進めてまいりたいと考えております。

次、3点目の親水公園に花をについてお答えいたします。通称親水公園は、農業水利施設の保全管理と農村空間の一体的な環境整備により、地域住民の憩いの場を確保することを目的に平成3年度から平成6年度において、水環境整備事業で整備されております。

現在、管理については、年に数回、草刈り作業や樹木剪定作業を行っておりますが、議員ご提案のあじさいの栽培については、維持管理の面でとても手間がかかり、管理人材の確保においても難しいと考えております。

また、睡蓮については、2015年に我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストの重点対策外来種として指定され、自然水域へは持ち込まないように利用上の注意事項として示されていることから導入は難しいものと考えております。

しかしながら、事業目的である憩いの場の確保として、親水公園の環境整備は意義あるものと考えますので、今後は管理面で手間の少ない花の咲く樹木等の植栽を視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

次、4点目のノロ殿内の修繕をについてお答えいたします。はじめに、ノロとは集落の神事、祭祀を主催する信者のことで、ノロ殿内とは、ノロの屋敷のことでもあります。

ノロは、琉球王府時代から続く大切な信仰文化の主宰者として世襲制で受け継がれていましたが、廃藩置県後、制度が崩壊して、また社会情勢も相俟って、ノロの風習文化は次第に希薄になり、現在、殿内が引き継がれ、集落の祭祀に携わっている地域は少ないようであります。

ご質問の伊是名ノロ殿内は、敷地が2筆で構成され、神屋がある土地については、村有地となっておりますが、神屋については登記がなされておらず、固定資産台帳や土地台帳等にも記載されていないため、所有者が特定できない状況にあります。

聞き取り調査で、現在の神屋が建てられる前は、もっと小さな神屋だったとの情報は得られましたが、明確な建築年、建築主等については確認ができず、伊是名村史に昭和54年10月、ノロ殿内と掲載されておまして、その記載どおりであれば、築44年は経過しているものと思われまます。

伊是名ノロ殿内は、拝所として島内外から祈願者や参拝者が訪れているものと思いますが、村内には他にも数々の拝所があり、村の管理下でない拝所が多く存在します。

伊是名ノロ殿内もその一つであります。ご質問の当該施設の修繕及び水道施設の設置につきましては、他の拝所との兼ね合いもあることから、慎重に判断しなければならないと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、高良真伊議員の教員住宅の外装塗装についてのご質問についてお答えいたします。

村内における教員宿舎については、古い宿舎で築38年が経過し、経年劣化が進んでいる状況にあります。現在、修繕箇所が発生した宿舎から、その都度、修繕作業を行って対応している状況になっております。

修繕箇所が多いのは、浴室やトイレ等の水回り、建具、フローリング、畳等となっております。

また、勢理客区の教員宿舎の一部で雨水の浸入箇所がありましたが、既に修繕作業を終えております。

村内の教員宿舎の外装塗装についてですが、教員宿舎は12棟、27戸ありますが、12棟のうち、外装塗装のある宿舎は10棟となっており、そのうち塗装剥がれがある宿舎は4棟となっております。

教員宿舎の外装塗装につきましては、足場を組む大規模な修繕作業になると思われ、費用も高額になることが予想されることから活用できる補助メニューの有無も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、高良真伊議員からの村営塾についてのご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の村営塾の4月開始はできないかというご質問についてですが、本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用して実施されている事業となっており、補助金交付申請、交付決定が4月1日付けで実施できる事業となっております。

ます。

令和6年度村営塾の事業開始までの流れにつきましては、4月10日から17日までの間、村ホームページにて公募を行い、応募事業者の企画提案書の提出締め切りが5月1日、そしてその後、プロポーザル方式でのプレゼンテーションを5月15日に実施して、受託事業者の決定、5月17日に決定通知を発送、そして5月31日に委託契約を締結、そして6月3日より事業開始となっております。

次年度以降の村営塾の開講時期につきましては、小中学校の年度はじめの児童生徒の状況や教育活動、並びに学校内外行事への対応、取り組み状況などを鑑み、もう少し早く開講できるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

2点目の前年度村営塾終了後のアンケート調査についてのご質問にお答えします。

アンケートは、保護者にも行ったかについては、現段階におきましては実施しておりませんが、早期に全保護者を対象としたアンケート調査の実施を予定しております。

2番目に小学生、中学生に分けてのアンケート結果なのかについてですが、中学生を対象としたアンケート結果となっております。今後は、小学生も対象としたアンケート調査の実施を予定しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

質問事項1、3について、村長、答弁どうも有難うございました。再質問の方はありません。

4点目のノロ殿内の修繕について、再質問させて下さい。村有地であって、建物が未登記ということで、村の所有ではないということで、それは理解しました。

村長が先程詳しくノロというのと、ノロ殿内について話されておりました。私も再度勉強になりました。村長もご存知、ご承知のとおり、約300年前の1

7 1 3年に編集された琉球国由来記に伊是名ノロ火神と記載されていました。

私は、ノロ殿内は歴史上、価値の高いもの、考古資料及び学術上価値の高い歴史資料で、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣、民俗芸能及び村民の生活の推移の理解のため、欠くことのできないものと考えております。村長もここだけではなくて、いろいろ拝所があるというふうにおっしゃっていたんですけど、私、村の所有ではない建物の修繕に関しての質問ではあるんですけど、私3月の議会でガバメントクラウドファンディングというのを提案させていただきました。

こういったものを利用して、軽微な修繕から予算の確保等できないものか検討していただいて、このノロ殿内以外にもいろいろあると思うんですけど、次の世代へ継承していかなければいけないものと私は考えております。

また、我々は議会執行部、大きな責任があると思いますので、教育長、村長、今後の検討課題としていただきたいと要望して質問を終わります。

続きまして、2点目の教員住宅の外壁塗装、これは補助メニューがあるか検討ということで了解いたしました。

5点目の村営塾について再質問させていただきます。本村が委託契約しました沖縄振興会は、宜野座村も村営塾行っておりまして、宜野座村も同沖縄振興会を通して公営塾を行っております。

私、宜野座村のホームページを見たら、宜野座村は3月の段階、3月1日付けで教育長が公示して募集、決定まで3月中に終わらせて、4月から塾をスタートしております。

宜野座村が一括交付金なのか、村の費用なのか、私もちょっと勉強不足だったものですから、詳しくはお聞きしないのですが、同じ業者で4月1日からスタートしている自治体もありますので、ぜひ、本村も早い段階で取り組んでいけるように考えていただきたいと思います。

アンケートについても教育長の方から前向きな答弁を①、②についていただきました。伊平屋村からアンケート調査を事務局を通していただきました。それには保護者の方からもアンケートがありました。

アンケートの中には、とても厳しいご意見、伊平屋村と伊是名村は同じ業者

だと思うんですけれども、本村も保護者の視点から厳しいご意見があると思います。これは今後良くするための意見でありますので、ぜひ教育長から答弁ありましたように保護者、また小学校、中学校分けて生徒からも取っていただきたいと再度お願いして、答弁を終わります。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、高良真伊議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

5分間休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時45分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第7

報告第1号・令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第1号・令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

別紙のとおり、3ページに渡りまして計14事業の繰越計算書を調整しておりますので、報告いたします。あとで内容のお目通しをお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで、報告第1号・令和5年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8

報告第2号・専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第2号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分書を読み上げて説明いたします。

専決処分第2号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年5月14日、伊是名村長 奥間 守。

専決処分内容、損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり車両事故に係る損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

1. 相手方：伊是名レンタカー 代表者 東江源也。
2. 損害賠償額：33万3,850円。
3. 事故の概要：車両事故による車両の損害賠償。

事故概要、令和5年9月21日午後2時30分頃、伊是名駐在所前から内花区に向かう村道ユルミチャ線において、クリーンアップ事業において伊是名レンタカーからリースしている軽トラックを当事業所属の会計年度任用職員が運転中、ハンドル操作を誤り、道路左側U字溝に落とし、使用不能となった。尚、運転手は幸い無傷であった。その破損に対して損害賠償をするということで、また別紙の方で示談書、事故の内容等も添付されております。以上です。

よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この賠償額についてなんですが、村長、私たち市町村総合賠償保険というのが各市町村自治体掛けられております。そこで、この賠償額の補填とか、そういうのは補填が可能であるか。あるいは該当する事業に該当するか。その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。村内においては、先程お話のあったとおり、総合賠償保険補償制度の方に加入しており、その制度は住民等に何か危害があったときに、この賠償責任が適用するということになっております。

今回の車両事故については、町村等が住民から受託する残物に起因する偶発的な事故などということに該当はします。

しかしながら、保険の対象とする受託物については、自動車等は対象外ということになりますので、今回の事故については対象にはなりません。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第2号・専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

日程第9

報告第3号・専決処分の報告について（定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第3号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告します。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分書を読み上げます。

専決処分第3号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5）について、建設工事請負契約第19条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的 定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5）。
2. 契約済金額 7,040万円。
3. 元契約に対する変更減額 99万円。
4. 変更契約額 6,941万円。
5. 契約の相手方 株式会社 東開発。

令和6年5月29日、伊是名村長 奥間守。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第3号・専決処分の報告について（定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))を終わります。

日程第10

承認第1号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

承認第1号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分第1号、専決処分書を読み上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊是名村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分する。

令和6年3月30日、伊是名村長 奥間守。

別添のとおり、改正条例の改正前、改正後が添付されておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第1号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11

議案第31号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは、議案第31号の提案理由の説明をいたします。議案第31号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和6年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,992万1千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で769万円の減、15款県支出金で1,010万円の増、18款繰入金で60万7千円の増、19款繰越金で3,819万2千円の増、20款諸収入で88万円の減、21款村債で4,580万円の減額となっています。

その主な内容としまして、14款国庫支出金で社会資本整備総合交付金にて補助配分額の減額、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の計上、そして15款県支出金でさとうきび収穫機械機能向上支援事業補助金の増額、そして地域計画策定推進緊急対策事業補助金の計上、18款繰入金で尚円王の里いぜな島応援基金繰入金の増額、19款繰越金で財源補正のための増額、20款諸収入で民生費受託事業の特別調整交付金の減額、21款村債で事業費の増減や過疎債事業配分額超過のため、減額となっております。

歳出につきましては、1款議会費で107万4千円の増、2款総務費で2,

889万8千円の減、3款民生費で552万3千円の増、4款衛生費で2,466万4千円の増、5款農林水産業費で1,140万2千円の増、6款商工費で100万5千円の増、7款土木費で2,125万9千円の減、9款教育費で101万8千円の増額となっています。

その主な内容といたしまして、1款議会費で人事異動による人件費の増額、2款総務費で人事異動による人件費の減額や旧庁舎解体撤去事業費の減額、物価高騰対応重点支援事業費を計上しております。

3款民生費で人件費等の増減や後期高齢者医療費で高齢者保健事業と介護予防の一体的事業費を計上しております。

4款衛生費で、人件費等の増減や地域脱炭素再エネ導入策定業務費及び公共施設再エネ導入調査費を計上しております。

5款農林水産業費で人件費等の増額や地域計画策定推進緊急対策事業費の計上、漁港管理費にて内花港荷捌き施設修繕のための工事請負費を増額しております。

6款商工費で人件費等の増額となっております。

7款土木費では、人件費等の増額や道路新設改良費にて補助配分額の減額による事業費の減額となっております。

9款教育費で人件費の増減となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細のとおりであります。

令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年6月12日、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは1点だけ質疑します。先程の一般質問に関連するような感じがして、その辺りをちょっと確認しますが、歳入の方で10ページ、県支出金の13目沖縄振興公共投資交付金、これはチゲン線と上仲田線は一つの補助対象事業です。

そこで700万円になっていますけれども、そして支出の方にいきます。支出の35ページ、ここではほとんどの事業、先程、村長から土木費については道路新設改良費に補助配分、減額とか、事業費の増額とか説明がありました。

上仲田線に関しては、ほとんど増になっていますけれども、それを見ると、チゲン線から振り分けしたような感じします。この内容というのは、どういう内容なのか、ちょっと教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

正徳議員のご質疑にお答えいたします。おっしゃるように上仲田線とチゲン線は同じ事業でございまして、今回、チゲン線の方から上仲田線の方へ予算の組み替えを行いまして、工事を執行していくということになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時08分

議長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

工事の内容は、道路の改良工事ではあるんですが、今年で施工が完了する予定の上仲田線がありますので、そこを優先的に予算の配分をして、工事を完了させるということにしております。

議長（潮平そのみ）

8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

それは私が言っていることです。その内容を当初計画の予算が不足しているはずですのでこうなっている。どの辺りがどういう形で、ただ物価高騰なのか、わずかまだ3月に予算化したばかりですよ。それが2～3カ月して、いま700万円ぐらいはぜひ持っていかないと工事ができない、完了できない、どの辺りがどうなっているかということの内容的に聞きたいんですよ。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

ご質疑にお答えいたします。おっしゃるように、今回、物価高騰の面がかなりありまして、発注にあたっては積算のし直しなどを行わないと、単価の入れ替え等、それで発注をかけてまいります。今回、チヂン線の方から上仲田線の方へ予算の組み替えをしないと、工事の発注がままならない状況となりましたので、要因としては物価高騰が主な原因ということになります。

議長（潮平そのみ）

8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

当初予算だった3月の当時から再度物価高騰により単価が変わったということで理解はしますけれども、そうしないと工事の内容的には大幅な変わりはないと思います。そういうことでしたら、そういうことで理解はしますけれども、何だか先程の質問の方がその辺りに関連しているのかどうか、その辺りをちょっと確認したかったわけです。

要するに、一般質問の中では、その分はやりますよというものですから、果たして、この分が少し影響して、その予算というのが反映されるのかどうか、また、いつかそこで予算というのが出てくるのかどうか、そのあたりがちょっと気になったものですから、あれはまた別な方で予算が計上されるような気がいま確認できています。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは30ページお願いしましょうね。農林水産業費、農業費の農業振興費でさとうきび収穫機械機能向上支援事業、これで160万円相当、内容から見ますと、節の方で補助金の160万9千円ということであります。その事業の中身の説明と、これは先程村長の議案説明には説明はなかったんですが、この件と、次に32ページお聞き願いますでしょうか。32ページ、農林水産業費の3項水産業費、4目漁港建設費、その中でこれは勢理客海岸整備事業に関連するものなのかと思っはいるんですけども、これは当初予算にも予算を計上されておったんですが、この委託費で260万円相当予算計上されていません。その中身の内容について、ご説明をよろしくお願ひしたいんですが。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えいたします。30ページのさとうきび収穫機械機能向上支援事業160万9千円、こちらは当初の方で計上していますさとうきびの収穫機械ハーベスター、2の経営体と言いますか、そちらの方を当初予算で認めてもらいましたが、その後、再見積したときに費用等が物価高騰等で上がっております。その分を県の補助を増額してもらって、今回この補正になっております。

続きまして、32ページの設計業務委託料につきましては、伊是名漁港海岸勢理客地区の事業において、保安林解除、南側の部分の保安林解除が必要となりまして、その資料作成、現場調査、写真撮影、図面作成等、そういったものの設計費用となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

先程、1回目の質問でちょっと漏れまして、同じく32ページで、これがどれに該当するのかわからないです。節の頭の方で、水産物供給基盤機能保全事業で0円となっているんですが、この0円は意味があるのか。これ先程の質問

漏れです。

もう1件35ページ、これは先程の伊禮議員の質問とも関連すると思うんですが、道路改良費の工事請負費、その中で工事請負費が2,000万円の減額、これは村長の説明では補助配当分の減額ということであるんですが、そこら辺についてもちょっと付け加えて説明、もしよろしければお願いします。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。32ページの水産物供給基盤機能保全事業の0円の内容ということで、こちらは臨時職員の人件費、こちらの方が増額になっておりますので、その他の需用費等々から減額して、事務費の中身調整ということで、内容だけ変えて増減はゼロということで今回の補正に出しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。道路事業関連、今回、南風原線、それからスンジャマ線の方で工事費の減額がございますが、道路のヒアリングの段階で、こちらから要望の申請を行いますが、道路ヒアリングの中で、今年予算はこれだけの配分だということでの配分額の減額によって、今回の補正を計上しております。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

28ページの衛生費の方で、再エネ導入とあるんですけど、具体的にどういふことの再エネを検討しているのか、内容を教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

源也議員のご質疑にお答えいたします。今回、二つの事業でございますけれども、中身は環境省の補助事業といたしまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費ということで、二つの事業の計画を行ったところ採択されましたので、その中身について、まず伊是名村地域脱炭素実現に向けた再エネ導入戦略事業というのがございまして、これは地域全体で、村全体でどれぐらいの脱炭素、二酸化炭素の抑制ができるかという計画を作るものでございます。

この計画につきましては、2050年が目標の年度となっており、それに向けた計画の作業を行うということになっております。

もう一つの事業ですが、伊是名村公共施設の再エネ最大限導入ポテンシャル調査、これにつきましては、伊是名村の公共施設と呼ばれる施設の50%以上をこの脱炭素の実現に向けた計画目標と掲げまして行う事業となっております。

村の方では、まず保健センター、小学校、中学校に太陽光パネルの設置がされておりますが、それについてもまた機器の追加ができるかどうかとか、そういった計画を立てていく事業となっており、伊是名村役場、産業支援センターあたり公共施設と呼ばれる施設の脱炭素に向けた太陽光パネルの設置だとか、そういった再生エネルギーについての計画を立てる事業と、この二つが同じ環境省の事業として採択されましたので、今回の予算計上となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

わかりました。脱再エネ炭素、大変重要なことだと思っておりますので、どんどんどんどん進めていてもらいたいと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・令和6年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第32号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第32号の提案理由の説明をいたします。

議案第32号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,501万9千円とするものであります。

歳入につきましては、9款繰入金で職員の給与費等に関係する一般会計からの繰入金として263万7千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で人件費絡みの増減補正やマイナンバーと健康保険証の一体化に伴う業務委託費263万7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議

会の議決を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願
いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1点質疑します。6ページです。いま村長から説明があったとおり、マイナ
ンバーと健康保険証の一体化、いよいよ今年秋頃だったと思います。私たち取
り組んでから既に10年ぐらいになると思うんですが、最近はいろんなニュー
スも出て、これに対するまだまだ反対するところもあるみたいで、私たちはそ
うではなくて、マイナンバーの普及率というのはかなり県内でも高かったんで
すけど、いま現在の普及率というのはいくらぐらいでしょうか。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。5月31日時点で82.5%となっております。県内の
市町村からすると、3番目に高いような状態であります。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

30%台のときはニュースに出たぐらい、そして私たち研修等々でも伊是名
村がトップだということでありました。かなりの交付で、いま現在3番目だ
ということですが、それに対するあと残りの方々、ぜひ進めてほしいと思うんで
すけど、何かしらなくても資格証明書があればいいという噂がよく出ているん
です。国もまたそう言っているものですから、なかなかそれに対してどのよう
な方法でやっていくのか。いま82%と言ったら、あとわずかですけれども、
全村民が私はできる方がいいかなと思っている中、いろんなニュースが流れた
り、また、心配する方々の声もたまに聞かれたりします。

そのあたりを何とか交付率100%に近づけるように、ぜひ努力して頑張っていたきたいと考えております。

ちなみに、この委託というのは、どういう形の委託の方法を委託料と言っているんですか。この辺り作業の内容をお願いします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

住民福祉課長（前川栄進君）

お答えします。先程の6ページの委託費ですけれども、これは国保システムのマイナンバーとかに対応できるように、いまあるシステムの改修だったり、そういったものをやる委託業務となっています。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

最後、3回目に聞きますけれども、実は私、一番最初にマイナンバー作って、また、既に国保にも連携されています。病院でも使っていました。暗証番号入れたら、ちゃんと情報が確認できました。

しかし、本島の方では、まだまだその辺りがどんな形になっているのか、使うのも何かしらちょっと不安でまだ使ってはいません。しかし、伊是名診療所の方は既に使われていますけれども、聞くところによると、病院の方と連携されているところもあれば、ないところもあるような感じがするんですけど、どこでもそれを徹底すればいいのかどうか、その辺りをまず最後に教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、前川栄進君。

住民福祉課長（前川栄進君）

お答えします。いま村内連携はされていると思うんですけれども、このマイナンバーカード、カードを作っただけでは病院で使用できるわけではなくて、その中で事前申請みたいなものをやらないといけないということがあるみたいで、これをなかなか周知できてないようなところがあるので、実際、病院に

受診して、こちらの役場まで来て、また、これを設定してやる村民もいらっしやいますので、コンタクトを周知していければなと思っています。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第33号・令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第33号・令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,147万1千円とするものであります。

歳入につきましては、2款繰越金で前年度繰越金164万4千円の増額となっています。

歳出につきましては、1 款事業費で人件費等 1 6 4 万 4 千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和 6 年 6 月 1 2 日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 3 号・令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 3 号・令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後 3 時 3 4 分）

令和6年第2回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和6年6月13日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年6月13日	10時07分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和6年6月13日	14時26分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

7番	前川秀和	8番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主任	仲田広美
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見美奈子	住民福祉課長	前川栄進
企画政策課長	諸見直也	商工観光課長	末吉長吉

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和6年6月13日

伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例
伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客1号棟）
沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
和解及び損害賠償額について
工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点活性化施設新築工事）
工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事）
工事請負契約について（伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事）
工事請負契約について（伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事）
工事請負契約について（伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事）

令和6年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

令和6年6月13日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第37号	伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例
2	議案第38号	伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
3	議案第39号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
4	議案第40号	指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客1号棟）
5	議案第41号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
6	議案第42号	和解及び損害賠償額について
7	議案第34号	工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点活性化施設新築工事）
8	議案第35号	工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事）
9	議案第36号	工事請負契約について（伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事）
10	議案第43号	工事請負契約について（伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事）
11	議案第44号	工事請負契約について（伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事）

議長（潮平そのみ）

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

ただいまの出席議員は8人です。

なお、執行部の説明員である会計管理者は、本日は欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第37号・伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第37号・伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例。

伊是名村土地開発基金条例(平成3年条例第6号)を別紙のとおり廃止したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、行政運営においては、公共用地の先行取得をとる必要がなく、平成25年を最後に活用しておりません。よって、土地開発基金条例の意義が低下していることから、同基金を廃止するため、この条例を提出します。

次のページの方で、伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例。

伊是名村土地開発基金条例(平成3年条例第6号)は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上であります。よろしく願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号・伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・伊是名村土地開発基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第38号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第38号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、助成対象者に養育者本人が追加されたことから、伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要がある、本案を提出いたします。

次のページ以降に新旧対照表による改正箇所が示されております。下線部分になりますけれども、養育者の説明がちょっと細かくされていることと、また第3条の方で養育者が追加されたというふうな内容になっております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する内容となっております。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・伊是名村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第3

議案第39号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第39号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例。

伊是名村定住促進住宅条例(令和2年条例第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、定住促進住宅勢理客1号棟の建築工事完成に伴い、伊是名村定住

促進住宅条例に施設の名称及び位置を定める必要があり、本案を提出いたします。

別紙の条例の別表の方になりますけれども、改正前、改正後、新旧対照表、下線のところが追加で改正内容となっております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上であります。よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第40号・指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客1号棟）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第40号・指定管理者の指定について。

次のように定住促進住宅勢理客1号棟の指定管理者を指定する。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設。名称：定住促進住宅勢理客1号棟。

所在地：伊是名村字勢理客 1 5 0 1 番地。

2 指定管理者となる団体。名称：勢理客区。所在地：伊是名村字勢理客 2 6 2 1 番地 1 2。代表者：区長 末吉實好。

3 指定期間、令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（4 年 9 ヶ月間）となります。

提案理由、定住促進住宅勢理客 1 号棟の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 0 号・指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客 1 号棟）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 0 号・指定管理者の指定について（定住促進住宅勢理客 1 号棟）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 4 1 号・沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 4 1 号・沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、

別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求めます。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

沖縄県後期高齢者医療広域連合会の規約の変更については地方自治法第291条の3第1項により関係地方公共団体が協議で定めることとされており、当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があり、本案を提出いたします。

次のページで、規約の改正前、改正後の新旧対照表が付いております。下線部分の方が変更になりますので、よろしくお願ひします。

なお、この規約は、令和6年12月2日から施行する内容となっております。よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号・沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・沖縄県後期高齢者医療広

域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次の日程、和解及び損害賠償額については、地方自治法第117条の規定によって、前川秀和議員は除斥の対象ですので、退場を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時25分

議長（潮平のみ）

再開します。

日程第6

議案第42号・和解及び損害賠償額についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第42号・和解及び損害賠償額について。

和解及び損害賠償額については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

事件の内容、パスポート申請(旅券事務)事務の遅延。賠償金額2万8,290円。和解の内容、別紙のとおり。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、事務の遅延による和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするためこの議案を提出いたします。

なお、別紙の和解内容について若干説明いたします。

別紙示談(和解)書。

まず、事故の内容ですけれども、パスポート申請に係る過失内容となっております。事故発生の状況ですが、令和6年3月8日、乙が海外に行く予定でパスポート申請を行い、パスポートの受け取りは2～3週間後の予定だということで、乙が受け取りのため、1カ月後の4月11日に航空チケットを予約しております。

4月3日、帰島する前に母親を通してパスポートができていのかどうかの確

認をするため、旅券担当に電話しますが、担当不在ということで、また、その場では返答がなく、夕方折り返し連絡が来たということでもあります。しかし、その時点で旅券センターが閉まっていたため、後日、連絡しますと伝えております。

しかしながら、4月4日、乙の書類が旅券センターに提出されていないことが確認された状況であります。

そういうことを踏まえまして、示談の条件として、甲は、乙に対し、職務執行にあたり過失があることを認め、本件に生じた損害に対する一切の賠償金として往復の航空運賃2万8,290円の支払いの義務があることを認め、同額を支払うことにいたします。

乙は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、甲に対し、賠償その他名目如何を問わず請求しないと、そういうことが示談内容となっております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

ちょっと確認したいんですが、この和解金というのは、もう既に支払い済みなのか。あるいは議決後に支払いすることになるのか。この2点をまず聞いてから次の質問に移らせていただきます。以上、よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。今回の補正予算に計上しており、今回の議決された後に支払をする予定であります。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

本事案についても、例えば損害賠償、あるいは訴訟事件とか、職員の何らか

の不祥事等によって損害金が出た場合は、市町村総合賠償保険制度に該当すると思われませんが、その件いかなものかということです。

及び、これ1件と、私たち公務員等の事故、あるいは地方自治体の事故、事件、こういうことで相手に損害を与えた場合、全国自治労というところが加入している個人の損失、あるいは市町村の損失を補償する制度があります。こうものにも加入しているのか。全国自治労、私の知り得た内容では、自治労には加入してないと思われかもしれませんがいかなものか、お願いします。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。全国の賠償責任保険の方は、村内の住民の方に保険をかけていますけれども、人的に関わるものについては、賠償は該当しないということです。

公務員が加入する損害賠償保険の方は、本人個人が加入するものであって、本人が加入をしていないのであれば、それは該当はしないということで、今回は本人の方が加入していなかったので該当はしていません。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

今回、賠償額が少額であると、少額と言ったら相手方に対して失礼なんです、これがよく地方自治体では、工事金の問題とか、何千万単位、何億万単位というような事故等が発生します。

こういうのは、よく新聞等でも発表されているように、こういう訴えられて、市町村が肩代わりして、ちゃんと議決をして払うと、莫大な金額になりますと、職員が対応するのはおそらく不可能ということがありますので、職員がしきれない分は地方自治体が責任をもって賠償するというような、これ訴えられたらこういうケースもありますけど、今回、そういうのに該当しないということでもありますので、今後こういうものにも対応できるような制度を研究されて下さい。あるいは先程課長の説明で自治労とかに加入している場合は、個人の救済

も可能なんです。自治体がこの保険制度、全国自治体労働者生活協同組合というのに加入しておれば、個人がやっても自治体が補償できるという制度があるらしいです。

先程課長は個人が加入すべきだということであったんですが、中には個人もこういうのに自ら加入する制度もありますので、今後こういうもし事態が発生した場合は、今回、金額小さいんですけど、大きなものになったら個人で到底対応できないので、自治体が責任をもって賠償するというような方法もありますので、その辺も研究されてはどうかと思っております。村長、この辺いかがなものか。

ちなみに、この制度というのは、村長、副村長とかは該当しないと、あくまでも職員というのが対象になるということで、私が調べたらなっているわけですよ。

この辺も村長、今回金額が小さいものだからいいものの、大きなものになると、職員個人で対応するのは非常に不可能ということがありますので、ぜひ今後の研究なされてはどうかと思うんですが、村長いかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。職員を守るためにこういった制度があるようでしたら、今後、私たちの方もこの制度の方を調べてみて加入できるのかというのも確認して検討していきたいと思えます。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今回のパスポート申請について、おそらく海外に行く予定で申請されたと思うんですよ。この賠償額は、海外に行く渡航費なのか何なのか、ひとつ教えてください。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。今回のこの金額は、本人がパスポートを受け取るために東京から沖縄に帰ってくるということの往復のチケット代になっております。ですので、海外に渡航する旅費ではありません。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

受け取るために来る予定だったと言いますが、例えば、これがもし海外に行く予定でパスポート申請がいついつまでにできるという期限があるので、それを前提にして、例えば、この人が既に海外の旅行社に申し込んでチケットとかを購入していたりした場合とか、例えばまた海外に行って大切な商談とか、いろんなときがあるかもしれません。

こういったときのことも考えて、この人がこの補償だけではなくて、重大な何と言うんですか、この人のいろいろありますよね、急に浮かばないんだけど、こういった金銭的なものだけではなくて、いろんな面でこの人に損害を与えていると思うんですよ。

だから、こういった面をもう少し考えて期限のあるこういった事案は、もうちょっと管理職とかも目を光らせて、もっと仕事に集中してもらいたいと思います。

たまたま金額が賠償額が示談で済まされたんですけど、そうではない場合も十分考えられるので、今後の対策、こういった事案を次に生まないような対策とか、そういったことを十分今後考えて、また、こういった対策が打てるのかということをもたまたま考えて教えてほしいですね。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

今回の場合は、本人さんが予定をしていたということだったので、まだ行く予定の目処がなかったもので、今回は受け取りをする往復のチケット代で終わったという経緯ではありますけれども、今後、本来であれば、やはりこういった

申請がありますと起案が回ってきますので、そういったところで確認をしながら、職員の事務の遂行を私たちの方も確認して見ておりますので、今後ともこの事案みたいな早急にほしいものというのは限りがありますので、職員とも連携して、職員の事務の方もしっかり確認をしていきたいと思っております。

今回の件に関しては、ちょっと怠ったということに対しては大変申し訳ないと思っております。すみませんでした。

5番（東江源也議員）

この事案に限らず、村民がそういった感じで緊急とか、時間を要するようなことは、各課それぞれ課長が目を光らせて村民に損害を与えないように十分気をつけてもらいたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第42号・和解及び損害賠償額についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・和解及び損害賠償額については、原案のとおり可決されました。

前川秀和議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

議長（潮平そのみ）

再開します。

しばらく休憩します。

休憩 午前 10時42分

再開 午後 2時00分

議長（潮平そのみ）

日程第7

議案第34号・工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点活性化施設新築工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第34号・工事請負契約の変更について。

内花区地域活動拠点活性化施設新築工事について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事。2. 契約済金額、1億8,579万円。3. 元契約に対する変更増額1,312万800円。4. 変更契約金額1億9,891万800円。5. 契約の相手方、沖縄県名護市、株式会社 東開発。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事において、渡航費に要する費用等を追加することに伴い、請負契約金額を増額変更するため、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。

なお、工事変更追加内容等については、工事概要書のとおりであります。よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号・工事請負契約の変更について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号・工事請負契約の変更について(内花区地域活動拠点活性化施設新築工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第35号・工事請負契約の変更について(内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第35号・工事請負契約の変更について。

内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事。2. 契約済金額6,820万円。3. 元契約に対する変更増額488万1,800円。4. 変更契約金額7,308万1,800円。5. 契約の相手方、沖縄県名護市、株式会社松電。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事において、渡航費に要する費用等を追加することに伴い、請負契約金額を増額変更するため、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

なお、工事概要書の工事変更追加内容等のとおりでございます。よろしくお
願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号・工事請負契約の変更について（内花区地域活動拠点
活性化施設機械設備工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号・工事請負契約の変更につ
いて（内花区地域活動拠点活性化施設機械設備工事）は、原案のとおり可決さ
れました。

次の日程、工事請負契約については、地方自治法第117条の規定により、
私潮平そのみと高良真伊議員は、除斥の対象ですので退場します。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時08分

副議長（伊禮正徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議長が除斥により退席となりましたので、副議長が議長の職務を行
います。

日程第9

議案第36号・工事請負契約について（伊是名東部地区68号農道橋更新整
備工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第36号・工事請負契約について。

伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額6,930万円。4. 契約の相手方、沖縄県島尻郡伊是名村、株式会社 高宝建設。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。

なお、添付資料の工事概要が添付されておりますので、以上、ご審議よろしくをお願いします。

副議長（伊禮正徳）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

これで質疑を打ち切りします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号・工事請負契約について（伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号・工事請負契約について（伊是名東部地区68号農道橋更新整備工事）は、原案のとおり可決されました。
潮平そのみ議長、高良真伊議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第10

議案第43号・工事請負契約について（伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第43号・工事請負契約について。

伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事（R6）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事（R6）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額1億1,409万2千円。4. 契約の相手方、沖縄県大宜味村、株式会社 山口建設。

令和6年6月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事（R6）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。

別添、工事概要書も添付しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

工事概要の一番最後のページなんですけれども、これは植栽リストでしょうか、この図面の中で周囲の伐採、伐根というのがあるんですけれども、周囲、土手側のこれはワシントンヤシでしょうか、昔の庁舎のワシントンヤシ、これがありますが、この樹木はどうなるのか。この図面からすると、この色付けされている番号、これはこのワシントンヤシではないのかな、あるのかなということで、ちょっと確認取りたいんですが、よろしく願いします。入っているのか。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長（諸見直也君）

清和議員のご質問にお答えいたします。A3の図面にあるように、基本、コンクリートブロックの塀がございまして、この周辺をいま予定はしております。法面の方にあるいま言ったヤシですか、この方は以前から尖った葉が落ちてきて危険であると、伐根なりした方がいいんじゃないかという話もあって、そのまま残すような形で今日までに至っておりますけれども、また、結構、高木でもありますので、その辺の皆さん周囲の意見も聞きながら、もしかすると伐根していくようなことになるかともいま考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いまは新しく植栽するというのも大きな金がかかって大変なんですよね、このヤシの木は根付いて景観も非常にいいような感じがします。あとは葉を剪定するかによって変わりますが、せっかく昔の人が植えた木、あるいは記念木でもありますので、できれば残すような方法がいいんじゃないかと思っておりますが、ぜひ検討されて残すような方法、以前は役場のシンボル、伊是名村のシンボル、役場庁舎を囲んだ低木であったときには、非常にきれかったはずですので、できれば残す方法がいいんじゃないでしょうか。

あるいは自然に枯れたんだったら、どうしようもないですけど、できるだけ残す方法が本員としては望みたいですね、以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

伊是名集落の一部の方から庁舎等の前側にあります電柱にトタンが張られている部分があると思うんですけど、それを移設して、いま伊是名集落の公民館前の休憩所、コンクリートが落ちて剥離が始まっていますので、この旧庁舎のトタンを移設できないかという相談を受けたことがあります。

この庁舎等の建物はどのようになるのか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、諸見直也君。

企画政策課長（諸見直也君）

お答えします。いま真伊議員のおっしゃった件は、伊是名区と勢理客区の方からも譲り受けていただけないかというご相談がありまして、また、この木柱とガルバトタンの方は、ちょっと庁内の方でも検討していたんですけども、いま役場の周囲に屋根付きの駐車場がなくて、それを移設して、いま新しい車両が何台かございますので、その辺で使用できればという話し合いも行われているところで、どうしようかということで再度また庁内の方で話し合いを持って移設するのか、いまおっしゃったように区の方に譲渡するのか検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号・工事請負契約について（伊是名村役場旧庁舎等解体

撤去工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第43号・工事請負契約について(伊是名村役場旧庁舎等解体撤去工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第44号・工事請負契約について(伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第44号・工事請負契約について。

伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約金額1億8,062万円。4. 契約の相手方、福岡県福岡市、株式会社 川崎技研。

令和6年6月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

別添、工事概要等を添付されておりますので、以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・工事請負契約について(伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・工事請負契約について(伊是名村ごみ処理施設基幹施設整備工事)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

6月12日から2日間の日程で行いました令和6年第2回伊是名村議会定例会は、予定されていましたが議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに、感謝申し上げます。

これで、令和6年第2回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会(午後2時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

會議錄署名議員